

委員会議案第 1 号

地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)3 月 23 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 谷 口 典 隆

地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定

地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定(平成 23 年 12 月 14 日議決)の全部を改正する。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項は、市長において専決処分することができる。

- (1) 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号に規定するもののうち、その目的の価額が 100 万円以下の訴えの提起、和解および調停に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- (2) 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号に規定するもののうち、市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解および調停に関すること。
- (3) 地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号に規定する 1 件 100 万円以下の損害賠償の額を定めること。
- (4) 地方自治法第 243 条の 2 の 2 第 8 項に規定する 1 件 20 万円以下の賠償責任を免除すること。

付 則

この指定は、令和 2 年 4 月 1 日から効力を生ずる。